

第九管区海上保安本部公示第19号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和3年4月23日

第九管区海上保安本部長

白石 昌己



新潟港西区の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 第九管区海上保安本部

住所 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区域 新潟港西区（付図に示すとおり）

期間 令和3年5月10日から令和3年11月30日までのうち8日間
（往復日数を含む。）

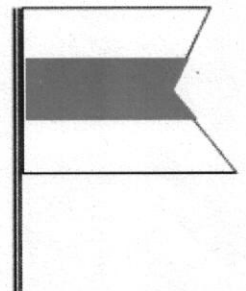
3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。



調査区域図

